



島根県報

平成25年9月13日（金）

第2,529号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

| | |
|---------------------------|---------------|
| 身体障害者福祉法の規定による医師の指定 | （障がい福祉課） 2 |
| 大規模小売店舗立地法の規定による市町村の意見の概要 | （中 小 企 業 課） 2 |
| 公有水面埋立の免許 | （河 川 課） 3 |

【公 告】

| | |
|---------------------|--------------------|
| 平成25年度毒物劇物取扱者試験の合格者 | （薬事衛生課） 4 |
| 公共測量の実施 | （用地対策課） 4 |
| 基本測量の実施（2件） | （ " ） 5 |

【特定調達公告】

| | |
|--------------------------------|-------------|
| C R T 運転適性検査器賃貸借に係る一般競争入札の落札者等 | （警 察 本 部） 5 |
|--------------------------------|-------------|

【正 誤】

| | |
|-------------------------|-----------|
| 平成24年2月24日付け島根県報号外第14号中 | （道路維持課） 6 |
|-------------------------|-----------|

告 示**島根県告示第631号**

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

平成25年 9 月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

| 医師の氏名 | 診療科目 | 従事する医療機関 | | 指定年月日 |
|-------|-------|--------------|-------------------|--------------|
| | | 名 称 | 所 在 地 | |
| 福田 聡司 | 内科 | 隠岐広域連立隠岐島前病院 | 隠岐郡西ノ島町大字美田2071-1 | 平成25年 8 月29日 |
| 伊藤 新平 | 循環器内科 | 島根大学医学部附属病院 | 出雲市塩冶町89-1 | 平成25年 8 月29日 |

島根県告示第632号

平成25年島根県告示第562号で告示した次の大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により、出雲市から意見を聴取したので、同条第3項の規定によりその概要を告示し、当該意見を縦覧に供する。

平成25年 9 月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）斐川町荘原複合店舗 出雲市斐川町荘原1231番地外

2 意見の概要

| | 意 見 | 理 由 |
|---|---|--|
| 1 | 車両が駐車場から道路へ出る際に、左右の安全確認が容易にできるよう十分な視界を確保すること。 | 店舗立地予定地周辺は、通勤・通学時間帯を中心に多くの車両・歩行者の通行が見込まれる。 よって、車両が店舗駐車場から道路へ出る際の歩行者等との接触事故を防ぐため、出入口付近には高い壁・植樹等の設置を避け、安全確認が容易に出来る環境にしておく必要があるため。 |
| 2 | 開発区域周辺道に交通渋滞をまねかないよう、公安委員会、各道路管理者と協議のうえ、対策を講じること。 | 国道9号線・市道斐川1346号線ともに通行車両が多いことが予想され、混乱・事故が生じないよう対策を講じておく必要があるため。 |
| 3 | 夜間・早朝（18：00から22：00まで、4：00から8：00まで）に行われる荷さばき作業による騒音について、通常行う騒音対策に合わせ作業方法や工程等を工夫するなど徹底した騒音対策を行うこと。 長時間使用する冷却塔、冷暖房機等の稼働時に発生する騒音について、防音及び防振対策を講ずること。また、機器に異常が発生した場合は、速やかに修繕等の措置を講ずること。 | 周辺住民の生活環境に悪影響を及ぼす懸念があるため。 |
| 4 | 周辺住民等から公害等に関する苦情があった場合に | 周辺住民等に対し責任ある対応を求めるため。 |

| | | |
|---|--|-------------------------------|
| | は、誠心誠意対応し、その解消に向け努力すること。 | |
| 5 | <p>工事に伴う工事車両の出入りの際に、タイヤ付着土砂、積載物の落下などにより道路の汚損・破損のないよう注意を喚起すること。</p> <p>汚損・破損が生じた場合は、速やかに関係機関に連絡し、原形に復旧すること。</p> <p>なお、工事着手前に道路管理者と道路面の状況等確認の立会いを行うこと。</p> | 道路法第22条（工事原因者に対する工事施工命令等）による。 |

3 縦覧場所

出雲市産業観光部商工労働課（出雲市今市町70番地）

4 縦覧期間

告示の日から1月間

島根県告示第633号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立てを免許したので、同法第11条の規定により告示する。

平成25年 9 月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 免許日

平成25年 8 月23日

2 免許受人

松江市殿町1番地

島根県知事 溝口善兵衛

3 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

島根県松江市大野町字東濱86番1、同町字出来島2296番6、同2298番4、同2299番2及び同町字東濱87番2地先道路の地先公有水面

イ 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び1の地点と16の地点を結ぶ公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

1の地点 東浜三等三角点（北緯35度27分56.58秒、東経132度55分09.42秒、以下「原点」という。）から64度37分31秒、321.16メートルの地点

2の地点 1の地点から164度16分58秒、0.27メートルの地点

3の地点 2の地点から256度14分56秒、6.18メートルの地点

4の地点 3の地点から252度42分53秒、20.01メートルの地点

5の地点 4の地点から252度43分18秒、20.01メートルの地点

6の地点 5の地点から252度43分7秒、20.01メートルの地点

7の地点 6の地点から252度48分35秒、20.01メートルの地点

8の地点 7の地点から252度42分10秒、20.01メートルの地点

9の地点 8の地点から252度43分40秒、3.82メートルの地点

10の地点 9の地点から256度51分39秒、4.19メートルの地点

- 11の地点 10の地点から229度57分21秒、8.01メートルの地点
 12の地点 11の地点から159度58分44秒、3.94メートルの地点
 13の地点 12の地点から249度58分42秒、3.50メートルの地点
 14の地点 13の地点から288度21分10秒、2.00メートルの地点
 15の地点 14の地点から350度20分56秒、5.57メートルの地点
 16の地点 15の地点から348度19分7秒、5.79メートルの地点

ウ 面積

490.36平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

島根県松江市大野町字東濱86番1地内並びに同町字出来島2296番6、同2298番4、同2299番2、同町字東濱87番2及び同86番5地先道路及び同地先公有水面

イ 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びアの地点とエの地点を結んだ線により囲まれた区域

アの地点 原点から65度00分54秒、336.02メートルの地点

イの地点 アの地点から256度11分32秒、29.00メートルの地点

ウの地点 イの地点から254度16分58秒、142.00メートルの地点

エの地点 ウの地点から347度14分21秒、33.74メートルの地点

ウ 面積

4440.57平方メートル

4 埋立地の用途

道路用地

公 告

平成25年度毒物劇物取扱者試験に合格した者の受験番号は、次のとおりである。

平成25年 9 月13日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 一般毒物劇物取扱者試験合格者

| | | | | | | | | | | | |
|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|
| 1 | 2 | 4 | 11 | 14 | 19 | 21 | 23 | 34 | 35 | 36 | 37 |
| 38 | 39 | 40 | 41 | 43 | 45 | 46 | 92 | 107 | 109 | 114 | |

2 農業用品目毒物劇物取扱者試験合格者

| | | | | | | | | | | |
|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|
| 48 | 49 | 60 | 66 | 72 | 75 | 80 | 83 | 84 | 104 | 117 |
|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|

3 特定品目毒物劇物取扱者試験合格者

89

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について島根県隠岐支庁長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成25年 9 月13日

島根県知事 溝口 善兵衛

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
平成25年9月16日から同年10月15日まで
- 3 作業地域
知夫村

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、基本測量の実施について国土交通省国土地理院長から次のとおり通知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

平成25年9月13日

島根県知事 溝口 善兵衛

- 1 作業種類
基本測量（精密測地網高度地域基準点測量）
- 2 作業期間
平成25年10月1日から同年12月18日まで
- 3 作業地域
大田市、雲南市、奥出雲町、邑南町、吉賀町

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、基本測量の実施について国土交通省国土地理院長から次のとおり通知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

平成25年9月13日

島根県知事 溝口 善兵衛

- 1 作業種類
基本測量（三角点標高改定のための三角点改測）
- 2 作業期間
平成25年10月1日から同年12月18日まで
- 3 作業地域
飯南町

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成25年9月13日

島根県警察本部長 福田 正 信

- 1 落札に係る物品等又は役務の名称
C R T 運転適性検査器賃貸借

- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
島根県警察本部警務部会計課 島根県松江市殿町8番地1
- 3 落札者を決定した日
平成25年8月26日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社J E C C 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
- 5 落札金額
24,948,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例公告を行った日
平成25年7月5日

正 誤

平成24年2月24日付け島根県報号外第14号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

| ページ | 箇所 | 誤 | 正 |
|-----|-------------------|--------------------|--------------------|
| 3 | 島根県告示第105号 の表中 | メートル 156.00 | メートル 165.00 |